

## 買物公園エリアプラットフォーム規約

### (名称)

第1条 この会の名称は、買物公園エリアプラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）とする。

### (目的)

第2条 プラットフォームは、官と民が一体となり、情報や課題を共有するとともに、買物公園エリア未来ビジョン（以下「未来ビジョン」という。）の実現に向けた取組を進め、買物公園エリア（未来ビジョンに示す対象エリアをいう。以下同じ。）の歴史や特色などを活かし、更なる魅力や価値を創出することを目的とする。

### (活動)

第3条 プラットフォームは、次に掲げる活動を行う。

- (1) 未来ビジョンの策定及び改廃
- (2) 買物公園エリアに関する情報共有及び意見交換
- (3) 未来ビジョンの実現に向けた取組
- (4) その他前条に掲げる目的の達成のために必要な活動

### (組織)

第4条 プラットフォームは、前2条の趣旨に賛同する次の各号に掲げる者のうち、第9条の規定により入会の承認を受けた者（以下「会員」という。）により構成する。

- (1) 買物公園エリアに関心を有する個人、民間事業者及び団体
- (2) 買物公園エリアに関し高い識見を有する者
- (3) 旭川市
- (4) その他プラットフォームが適当と認める者

### (事務局)

第5条 プラットフォームの事務局は、旭川市に置く。

- 2 事務局は、プラットフォームの運営に必要な連絡、調整等を行う。
- 3 事務局は、プラットフォームの会員に対して、前項に掲げる事項その他について必要な協力を求めることができる。

### (会議)

第6条 プラットフォームの会議は、必要に応じて、事務局が招集する。

- 2 会議は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(プロジェクトチーム)

第7条 プラットフォームは、第3条の活動を行うためその他事務局が必要であると認めるときは、プロジェクトチームを置くことができる。

2 プロジェクトチームの運営に関し必要な事項は、事務局が別に定める。

(経費)

第8条 第3条の活動に要する費用その他の経費は、会員の自己負担とする。ただし、事務局から提示があったときは、この限りでない。

(入会)

第9条 プラットフォームに入会しようとする者は、事務局が別に定める書類を事務局に提出し、その承認を得なければならない。

(個人情報等の変更又は退会)

第10条 会員は、会員の個人情報その他前条の書類の記載内容に変更が生じたときは、速やかに、その旨を事務局に届け出なければならない。

2 会員は、プラットフォームを退会しようとするときは、書面により事務局に届け出なければならない。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、プラットフォームの組織及び運営に関し必要な事項は、事務局が別に定める。

附 則

この規約は、令和6年2月27日から施行する。